

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日	
条例の題名	現業職員の給与の種類及び基準に関する条例	公 布 日	昭和37年1月1日	
条 例 番 号	昭和37年三重県条例第1号	直 近 改 正 日	平成23年11月30日	
所管部局課	総務部人事課	電 話 番 号	059-224-2106	
条例の概要	地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項の規定により準用する地方公営企業法第38条第4項の規定に基づき、地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する職員(三重県教育委員会の所管に属する学校職員を除く。)の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。		条例の 類型	委任型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必 要 性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	地方公営企業法第38条第4項の規定に基づき、条例で定めることが必要である。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	現業職員の給与の種類及び基準については、条例での規定が必要である。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい		
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)。	はい	現業職員の給与の種類及び基準については、条例での規定が必要である。	
適 法 性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項及び地方公営企業法第38条第4項	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有 効 性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	現業職員に適用される給料表、給与の種類及び基準を定めている。	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	地方公営企業法第38条第4項の規定に基づき、条例で定めるところとされているものであり、廃止した場合、法律違反となるとともに、現業職員の給与に関する根拠がなくなってしまう。	
効 率 性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公 平 性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
そ の 他	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点 検 ・ 見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項		見直しに関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。		無
				無